

中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティの実現に寄与するために、予算の範囲内において補助金を交付することにより、既存住宅の省エネルギー化を促すことを目的とし、この交付等に関しては、町費補助金交付規則（昭和42年規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人住宅（併用住宅の場合は、個人住宅部分に限る。）の所有者で、国が実施する別表1に掲げる補助事業（以下「対象補助事業」という。）の交付決定を令和6年4月1日以降に受けた者であること。
- (2) 現に自己の居住の用に供し、かつ、住民登録されていること。
- (3) 同一世帯に属する者全員が町税等を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (5) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していないこと

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、対象補助事業の補助金額に3分の1を乗じて得た額とし、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。また、対象補助事業の補助金額との合計額が対象補助事業工事費の2分の1を超えないこととする。

2 前項に規定する補助金の額は、20万円を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和7年2月20日までに町長に申請するものとする。

- (1) 別表1に掲げる対象補助事業の交付決定等を受けたこと及びその決定額等がわかる交付決定通知書等の写し
- (2) 前号の交付決定等にかかる交付申請書類等の写し
- (3) その他、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、補助金交付の可否及び金額を決定する。

2 町長は、中富良野町住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するとともに速やかに支払うものとする。

(交付決定の取消)

第6条 補助金の対象となる者が次のいずれかに該当する場合は補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。ただし、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (3) その他、法令又はこの要綱の規定に違反していると、町長が認めたとき。

2 町長は、交付決定者について前項各号に疑義がある場合、関係機関へ照会することができる。

(補助金の返還)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該補助対象者から当該補助金に相当する金額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条及び第7条の規定の適用については、この要綱の失効後においても、なおその効力を有する。

別表 1 (第 2 条第 1 号、第 4 条関係)

対象事業	対象工事 (製品)	申請必要書類
1. 既存住宅における断熱リフォーム支援事業	1. 高性能建材 ※設備 (家庭用蓄電システム、家庭用蓄熱設備、熱交換型換気設備・空調設備) については対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付額確定通知書の写し ・ 完了実績報告書にかかる書類の写し ・ その他、町長が必要と認める書類
2. 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO2加速化支援事業 (先進的窓リノベ2024事業)	1. 窓、玄関ドア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定通知書の写し ・ 交付申請にかかる書類の写し ・ その他、町長が必要と認める書類
3. 子育てエコホーム支援事業	1. 開口部の断熱改修 2. 外壁、屋根、天井又は床の断熱改修 3. エコ住宅設備の設置 (太陽熱利用システム、蓄電池は対象外) ※子育て対応改修、防災性向上改修、バリアフリー改修、空気清浄機能・換気機能付きエアコンの設置、リフォーム瑕疵保険等への加入については対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付決定通知書の写し ・ 交付申請にかかる書類の写し ・ その他、町長が必要と認める書類